## 国による尖閣諸島購入を求める意見書

沖縄県石垣市登野城に地番を持つ尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、石垣市の行政区であることはご承知のとおりであります。今、この尖閣諸島の魚釣島等3島の所有をめぐり、東京都の石原慎太郎都知事が、購入に向けて最終調整をしていることを明らかにしております。

尖閣諸島については日本が実効支配しているものの中国や台湾が領有権を主張し、 中国においては東シナ海への進出を理由に過激な行動をとるなど、尖閣諸島周辺海域で漁を営む漁民の安全操業を脅かし、国の安全操業に向けた取り組みが求められています。

現在、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の3島は民間人が所有し、国が「平穏かつ安定的な維持・管理」を図る目的で賃借しているが、中国漁船衝突事件以降、日本政府が尖閣諸島周辺の無人島の島名を決めたこともあり、中国が反発するなど事態は緊迫している状況であります。

石垣市としては、尖閣諸島周辺海域で安全操業ができるよう避難港の建設や灯台 及び漁民の為の無線塔の設置、気象観測所の建設などを要請してきたが、国は領有 権を主張する中国を刺激するのを避けたいため実効支配強化対策を十分にとってき ませんでした。

このため、石原都知事は「国が買い上げるべきだ」としているが、政府は尖閣諸島への調査のための上陸さえも禁止するなど、賃借するだけでなんら対策を取ってこなかった背景を踏まえ、石原都知事が先行して購入することに踏み切ったものと思慮されます。

東京都が購入すれば、外国資本、特に中国側の民有地取得の手が及びにくくなり、 上陸禁止についても調査のための上陸も可能となり、避難港の建設や灯台の建設、 無線塔の設置、気象観測所の建設が容易になることが予想され、尖閣諸島周辺海域 での安全操業に大きく前進するものと期待されます。

しかし、本来ならば石垣市の行政区域である尖閣諸島を石垣市が購入すべきでは あるが、財政的にも厳しい状況にあることから国において購入し、行政区である石垣市 へ払い下げていただくか、もしくは国による管理運営を強く要望し、要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24年4月 19 日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣